

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	後期高齢者医療給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗原市は、後期高齢者医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

栗原市長

公表日

令和4年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療給付に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者である宮城県後期高齢者広域連合と連携し、後期高齢者医療にかかる被保険者の資格管理、給付管理、保険料の賦課徴収を行う。 ①各種申請書・届出書の受付 ②被保険者証・限度額適用・標準負担額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等 ④保険料賦課徴収等に関すること 特定個人情報ファイルはこれらの事務に使用している
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療事務支援システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療給付関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80、81、82、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗原市市民生活部健康推進課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-0370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗原市市民生活部健康推進課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-0370

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関するもので、障害認定に関する申請受付、資格取得の届出受付、資格喪失の届出受付・確認、被保険者証の交付申請受付、被保険者証の引渡し、再交付申請受付、被保険者証の再交付を受けた場合の前被保険者証の返還受付、被保険者証の返還受付、特別の事情に関する届出受付、被保険者資格証明書の検認又は更新受付、被保険者資格証明書の引渡し、被保険者資格証明書の再交付申請受付、被保険者(世帯主を含む)の氏名・住所・世帯変更の届出受付、基準収入額適用申請受付、一部負担金等減免等証明書の引渡し、限度額適用認定の申請受付、限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請受付、限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付を受けた場合の前限度額適用・標準負担額減額認定証の返還受付、食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付、生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付、第三者行為による被害の申請受付、療養費・特別療養費・移送費の支給の申請受付、特定疾病認定の申請受付、特定疾病療養受療証の再交付申請受付、特定疾病療養受療証の再交付を受けた場合の、前特定疾病療養受療証の返還受付、特定疾病療養受療証の返還受付、特定疾病療養受療証の提出受付・引渡し、高額療養費の支給の申請受付、高額介護合算療養費の支給の申請受付、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請受付、引渡し、一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除の通知書の引渡し、葬祭費の支給又は葬祭の給付の申請受付、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付の申請受付を行うもので、特定個人情報ファイルはこれらの事務に使用している。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者である宮城県後期高齢者広域連合と連携し、後期高齢者医療にかかる被保険者の資格管理、給付管理、保険料の賦課徴収を行う。</p> <p>①各種申請書・届出書の受付 ②被保険者証・限度額適用・標準負担額認定証等の交付 ③保険給付に関する照会等 ④保険料賦課徴収等に関すること</p> <p>特定個人情報ファイルはこれらの事務に使用している。</p>	事後	
平成27年12月18日	③システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療事務支援システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	

